

川崎市合唱連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、川崎市合唱連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(事務局)

第2条 連盟の事務局は、第11条第2項の規定により選出された事務局長の住所に置く。

2. 連盟の会計は、第11条第2項の規定により選出された会計の住所に置く。

(組織)

第3条 連盟は、川崎市内に所在する合唱団体と、合唱関係者及び篤志者をもって組織する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 連盟は、加盟団体の連絡協調を図るとともに、川崎市の合唱音楽の普及向上に努めることを目的とする。

(事業)

第5条 連盟は、前条の目的を達成させるため、次の事業を行う。

- (1) 川崎市及び川崎市教育委員会が行う事業への共同参加。
- (2) 連盟が加入している川崎市文化協会が行う事業への参加。
- (3) 合唱祭、合唱講習会その他の連盟主催事業の開催。
- (4) 加盟団体が行う演奏会、講習会の後援。
- (5) その他、連盟の目的達成に必要な事業。

第3章 会員

(会員)

第6条 連盟は、第3条に規定する者をもって、会員とする。

(年会費)

第7条 会員は、毎年度の年度初めに年会費として3,000円を連盟に納める。

2. 高校生以下の学生のみで構成される団体の年会費は1,500円とする。

(入会)

第8条 連盟に入会しようとする者は、定められた入会申込書を提出し、理事会の承認を得て、併せて当該年度の会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員であって次の事項に該当するときは、理事会の議決を経てこれを退会させることができる。

- (1) 会費を滞納したとき。
 - (2) 連盟の規約に違反し、名誉を毀損し、または目的に反する行為があったとき。
2. 退会しようとする会員は、連盟に退会届を提出し、会費その他未納金がある場合には、これを清算しなければならない。

第4章 役員

(役員)

第10条 連盟に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上18名以内
- (2) 監事 2名以内

(役員を選出)

第11条 理事及び監事は、総会において選出する。

2. 理事の互選により、次の役を定める。

- | | |
|-------|-----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 若干名 |
| 事務局長 | 1名 |
| 事務局次長 | 1名 |
| 会計 | 1名 |
| 理事 | 若干名 |

3. 前項に定めるもののほか、総会の議決を経て、名誉会長1名、顧問若干名を置くことができる。

(役員職務)

第12条 会長は、連盟を代表し、業務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その業務を代行する。
3. 事務局長は、会長の指示により、連盟の業務を処理する。
4. 事務局次長は、事務局の補佐をする。
5. 会計は、連盟の経理についての業務を行う。
6. 理事は、理事会を組織し、連盟の運営を審議し執行する。
7. 監事は、会計を監査する。また、理事会に出席し意見をのべることができる。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 役員が任期のうちに退任し、その補充としてなった者の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会議

(総会)

第14条 総会は、会長がこれを招集する。

2. 総会は、以下の各号に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画および実施に関する件。
- (2) 予算および決算に関する件。
- (3) 規約の改正に関する件。
- (4) 役員を選出に関する件。
- (5) 他団体への加入および脱退に関する件。
- (6) 連盟の解散に関する件。
- (7) その他特に重要な事項。

3. 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年1回これを開き、臨時総会は、必要に応じ随時開くものとする。

4. 総会は、第11条第2項に定めた役員と、加盟団体から1名の評議員をもって構成し、議決は評議員をもってする。

5. 総会は、評議員の2分の1以上の出席により成立し、出席者の過半数の賛成により議決する。賛否同数の場合は、議長が決する。
6. 総会に議長1名および書記若干名を置き、その都度評議員の中から選出する。
7. 役員は、総会において評議員を兼ねることはできない。

(理事会)

第15条 理事会は、会長が必要と認める都度これを招集し、その議長となる。

2. 理事会は、連盟の事業遂行上必要と認める事項について審議し、議決する。ただし、第14条第2項各号に掲げる事項については、理事会の議を経なければならない。
3. 理事会は、理事会役員2分の1以上の出席により成立し、出席者の過半数の賛成により議決する。賛否同数の場合には、議長が決する。
4. 緊急を要する事項または軽易な事項については、持ち回りもしくは書面表決の方法により、全理事の賛否を求め、その過半数の同意をもって理事会の議決に代えることができる。

(三役会)

第15条の2 連盟の業務の執行における連絡調整を目的として、理事会のもとに三役会を置き、会長、副会長、事務局長および事務局次長をもって構成する。

第16条 削除

第6章 会計

(会計年度)

第17条 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(予算及び決算)

第18条 会長は、会計に命じて毎会計年度の予算を作成し、年度終了後ただちに決算を行わなければならない。

第7章 その他

第19条 連盟は、本連盟が保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他の関連法令に基づき、適切に管理するものとする。

2. 連盟における個人情報の取り扱いの細目については、別に定める。

付 則

1. 規約は、1990年5月18日より実施するものとする。
2. 1991年4月より、会費を一般3,000円、高校1,000円とする。
3. 1994年4月規約改正(第4章第10条)
4. 1995年4月規約改正(第4章第10条、第11条)
5. 1999年1月30日規約改正(全面改正)、1999年4月1日より実施するものとする。
6. 2004年4月26日規約改正(第3章第7条) 高校会員1,500円とする。
7. 2014年1月27日規約改正(第3章第7条) 学生団体に関する定義を変更、即日実施。
8. 2016年4月25日規約改正(第1章第2条、第4章第10条、第11条) 会計の住所に関する事項、理事定員増員および事務局次長創設
9. 2020年4月27日規約改正(第5条、第12条、第14条、第15条、第15条の2、第16条、第19条) 総会での書記に関する事項、全体の整理および個人情報の取り扱い